

第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画策定について

<策定の趣旨>

これまで、市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」2つの計画を一体的に策定し、共通の理念、共通の基盤のもと車の両輪のように密接に連携しながら地域福祉の推進に向けて様々な施策や事業を展開してきた。

令和8年3月に計画期間が満了するにあたり、次期計画についても「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」を一体のものとして、地域共生社会の実現に向けた取り組みを明示するもの。

<計画の位置づけ>

社会福祉法第107条に基づいて、高齢福祉、障がい福祉、児童福祉など、福祉の各分野の上位計画として位置づけられるもの。

また、「成年後見利用促進計画」、「再犯防止推進計画」及び「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含し、本市における福祉施策の総合的な計画として策定する。

<計画の期間>

令和8年度から令和12年度（5年間）

<計画策定に向けた意識調査など>

- ・市民アンケート（20歳以上の市民から無作為抽出）
- ・福祉委員意識調査（福祉委員及び協力員）

<今後のスケジュール>

- 令和7年1～3月 地域ワークショップ1回目（13小学校区）
- 6～7月 地域ワークショップ2回目（13小学校区）
- 8～9月 地域福祉推進協議会（素案確認）
- 11月 福祉教育常任委員協議会
- 12月 パブリックコメント実施
- 2月 地域福祉推進協議会（最終案確認）
- 3月 地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定

＜施策体系（案）＞

【基本理念】

つながり・支えあいが広がる かわちながの
～「ほっとかへん」をめざしたまちづくり～

めざす姿	施策の方向
孤立をつくらない 地域社会	孤立を生まないアプローチ ・身近な支援の推進 ・地域の支援者と専門職による連携 ・専門職によるアプローチと参加支援 ・相談支援の充実 ・権利擁護の推進 （成年後見利用促進計画） ・分野を超えた連携促進
つながり広がる 地域社会	つながり続けるアプローチ ・つながる機会づくり （話し合いの場、見守り活動、 居場所づくり、支え合い活動） ・多様な主体の連携促進 ・福祉教育の推進
安心して暮らせる 地域社会	もしもに備えたアプローチ ・防災対策 ・防犯対策 （再犯防止推進計画）



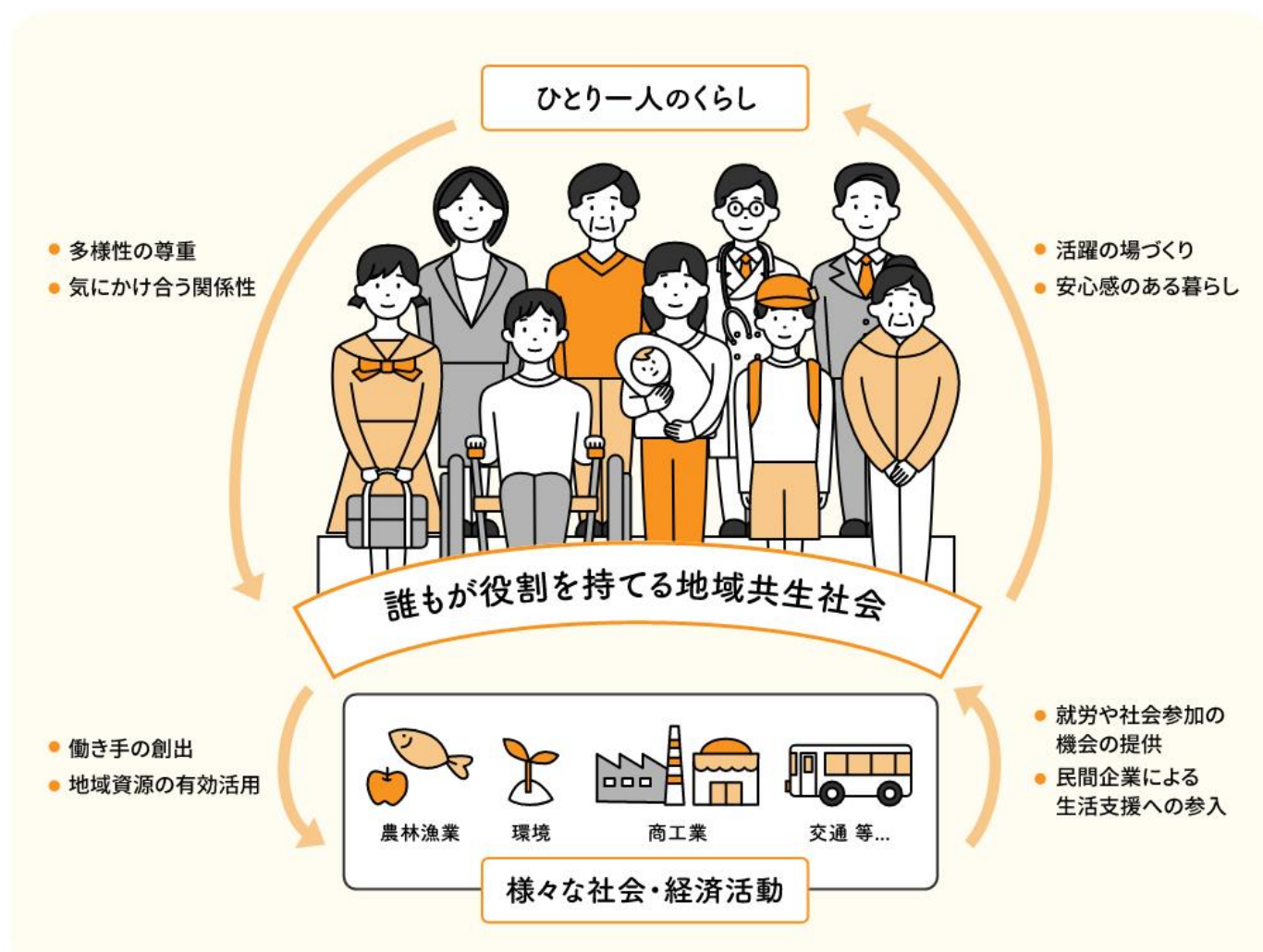
小学校区ごとの地域福祉活動目標
（それぞれの地域で取り組むこと）

☆計画策定のポイント

- ・「つながり」を社会的なインフラと捉え、その充実を図る
- ・地域共生社会の要である「分野ごとの縦割りを超えて」「支えて受け手の関係を超えて」「多様な主体の参画」の実践をめざす
- ・より多くの人が地域福祉を知り、興味を持ってもらえるよう「見せる」計画に

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が
世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



< 厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト より >